

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約申込書

令和5年〇月〇〇日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者

郵便番号 123-4567

住所 〇〇県〇〇市〇〇町123番地

電話番号 012-435-6789

フリガナ タイリョウ タロウ

申込者氏名 大漁 太郎 (印)
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)申込者氏名にはフリガナを忘れずに
記入して下さい。

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

また、要領第5条第4項に基づき、資源管理等の取組を実施するとともに、要領第5条第5項に基づき、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書及び省エネ計画を提出します。

【積立契約における留意事項】

- 契約期間は、申込日の属する年の4月1日を起算日とする3年間です。
 - 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金(以下「補填金」という。)は、四半期ごとに支給されますが、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「本法人」といいます。)に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
 - 本法人から補填金を交付する際の送金手数料は、補填金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
 - 積立金に利息はつきません。
 - 本法人は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。
 - 契約期間中に一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領(以下「要領」という。)第10条第1項及び第2項の規定に該当した場合は、積立契約は解約されます。なお、同条第1項のウの事由により積立契約が解約された場合は、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することはできません。
 - 積立契約申込書の提出に当たっては、要領第5条第4項に定める資源管理の取組を行うものとします。また、要領第5条第5項のアに定める削減目標を策定し、別紙様式例第8号による漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書を提出するとともに、要領第5条第5項のイに定める省エネ計画を策定し、別紙様式例第10号による漁業経営セーフティーネット構築事業省エネ計画を合わせて提出してください。ただし、契約期間の満了又は積立契約の解約に伴う再加入により、新たに本申込書を提出する場合は、再加入前の積立契約期間中に提出した削減目標が適用されますので、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書の提出の必要はありません。
- なお、省エネ計画についても再加入前と同一の取組を継続する場合は、改めて届出する必要はありません。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本法人は、積立契約の締結その他漁業用燃油価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を漁業用燃油価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- 本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。
- 本法人は、漁業用燃油価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。
- 本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から、漁船保険について日本漁船保険組合その他の関係団体から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。